

令和6年11月定例会

# 埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和6年11月12日 開会

令和6年11月12日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和6年  
11月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月12日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第4号の上程、説明	7
○議案第17号～議案第23号の上程、説明	8
○一般質問	14
15番 中村洋子議員	14
14番 諏訪幸男議員	17
8番 諏訪三津枝議員	22
○議案第17号の質疑、討論、採決	24
○議案第18号の質疑、討論、採決	25
○議案第19号の質疑、討論、採決	25
○議案第20号の質疑、討論、採決	29
○議案第21号の質疑、討論、採決	29
○議案第22号、議案第23号の質疑、討論、採決	30
○管理者のあいさつ	38
○閉 会	39
<hr/>	
署名議員	41

參考資料

議決結果一覽表 ..... 43

埼玉県央広域事務組合告示第12号

令和6年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月5日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

- 1 期 日 令和6年11月12日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15名

1 番	小 泉 晋 史 議 員	2 番	矢 島 洋 文 議 員
3 番	市ノ川 徳 宏 議 員	4 番	須 山 陽一朗 議 員
5 番	渡 邊 広 美 議 員	6 番	芥 藤 章 議 員
7 番	金 森 すみ子 議 員	8 番	諏 訪 三津枝 議 員
9 番	坂 本 国 広 議 員	10 番	橋 本 稔 議 員
11 番	秋 谷 修 議 員	12 番	糸 井 政 樹 議 員
13 番	浦 田 充 議 員	14 番	諏 訪 幸 男 議 員
15 番	中 村 洋 子 議 員		

○ 不 応 招 議 員 なし

# 令和6年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和6年11月12日（火曜日）

## 議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 報告第4号の上程、趣旨説明
- 6 議案第17号から議案第23号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第17号の質疑、討論、採決
- 9 議案第18号の質疑、討論、採決
- 10 議案第19号の質疑、討論、採決
- 11 議案第20号の質疑、討論、採決
- 12 議案第21号の質疑、討論、採決
- 13 議案第22号、議案第23号の質疑、討論、採決
- 14 管理者のあいさつ
- 15 閉 会

○出席議員 15名

1番	小泉晋史	議員	2番	矢島洋文	議員
3番	市ノ川徳宏	議員	4番	須山陽一朗	議員
5番	渡邊広美	議員	6番	斉藤章	議員
7番	金森すみ子	議員	8番	諏訪三津枝	議員
9番	坂本国広	議員	10番	橋本稔	議員
11番	秋谷修	議員	12番	糸井政樹	議員
13番	浦田充	議員	14番	諏訪幸男	議員
15番	中村洋子	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	並木正年
副管理者	小野克典
副管理者	三宮幸雄
会計管理者	矢澤欣子
代表監査委員	田口勉
参事兼事務局長	小川哲夫
消防長	黒沢高志
本部次長	千村茂
次長兼警防課長	原田正美
鴻巣消防署長	卯月光弘
桶川消防署長	福島統
北本消防署長	青木秀昭
消防総務課長	島田英樹
予防課長	坂巻泰弘
救急課長	岩崎徳生
指令課長	相原健治
総務課長	鈴木浩一

○本会議に出席した事務局職員

書記	福島大輔	書記	小松佑樹
書記	金井智弘		

(開会 午前 9時00分)

### ◎ 開会の宣告

橋本 稔議長 ただいまから令和6年11月埼玉県中央広域事務組合議会定例会を開会いたします。  
渡邊議員から遅参する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。  
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

### ◎ 開議の宣告

橋本 稔議長 これより本日の会議を開きます。

### ◎ 会議録署名議員の指名

橋本 稔議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。  
6番、斉藤章議員、11番、秋谷修議員を指名いたします。

### ◎ 会期の決定

橋本 稔議長 日程第2、会期の決定について議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、11月12日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、会期は11月12日の1日間と決定いたしました。

### ◎ 議事日程の報告

橋本 稔議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

### ◎ 諸般の報告

**橋本 稔議長** 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和6年5月分（令和5年度及び令和6年度分）、6月分、7月分及び8月の例月出納検査結果報告書並びに定期監査報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本年の7月1日、2日に実施いたしました令和6年度埼玉県央広域事務組合議会議員行政研修視察報告書は、隣の議員控室にありますので、御覧いただきたいと存じます。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記から報告させます。

福島書記。

〔書記朗読〕

**橋本 稔議長** ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

## ◎ 行 政 報 告

**橋本 稔議長** 日程第4、行政報告を行います。

小川参事兼事務局長から行政報告を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

**小川哲夫参事兼事務局長** おはようございます。それでは、令和6年7月定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、令和5年8月4日、上尾市大字壺丁目地内で発生いたしました北本消防署高規格救急自動車の交通事故につきまして、その後の状況をご報告申し上げます。

人身事故分の損害賠償につきましては、令和6年5月臨時会にて報告させていただいたとおり、令和6年4月26日に専決処分し示談が完了いたしました。物損事故分の損害賠償につきましては、当組合の保険会社（全国市有物件災害共済会）と相手方保険会社が、高規格救急自動車の評価額について争っているため、過失割合に応じた物損賠償金の額が確定できず、現在も保険会社間で協議が継続中となっております。

次に、桶川消防署桶川西分署整備事業につきましては、移転用地内の旧桶川市道につきまして、桶川市において土地の表題登記及び所有権保存登記等の所要の事務が整いましたので、本年9月24日に公用地の譲与に関する契約を締結し、9月30日に移転登記が完了し引渡しを受け、移転用地取得事務が完了いたしました。

次に、桶川市内で発生した連続不審火についてでございますが、令和6年8月1日から8月5日

までの間に、桶川市、伊奈町及び久喜市内において連続した不審火が8件発生いたしました。桶川市内においては、8月4日零時15分と同日1時23分に覚知した2件の火災が発生いたしました。この連続不審火の対応といたしまして、当消防本部では、関係消防機関及び警察と調整を図り、8月4日から桶川消防署及び北本東分署が夜間警戒パトロールを開始いたしました。その後、8月6日に容疑者が逮捕されましたが、容疑を否認していたことから、8月15日まで警戒パトロールを継続いたしました。なお、8月15日以降、管内において同様の不審火は発生しておりません。

次に、熱中症等による救急搬送についてでございますが、本年4月29日から10月6日までの約5か月間の搬送人員は207名で、昨年同時期と比較すると61名減少いたしました。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。本年4月1日から10月31日までの7か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は1,828件で、前年度の同期と比較して15件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は、約10.2件でございました。

また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて334件で、前年度の同期と比較して8件の減少となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。小動物の火葬件数につきましては、847件で、前年度と比較して2件の減少となり、1日当たりの利用件数は約4.7件でございました。

以上、誠に簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

#### ◎ 報告第4号の上程、説明

**橋本 稔議長** 日程第5、報告第4号 専決処分の報告について説明を求めます。

並木管理者。

[並木正年管理者登壇]

**並木正年管理者** 本日ここに、令和6年11月埼玉県県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、報告第4号につきましてご説明申し上げます。この報告につきましては、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から管理者の専決処分事項として指定を受けている事項につきまして、同条第2項の規定に基づきご報告をするものでございます。

本件は、令和6年7月13日午前8時30分頃、桶川市大字川田谷6866番地5に救急出動した桶川西分署の高規格救急自動車が、現場到着後に対向車を通過させるため傷病者宅敷地内に後進した際、合併処理浄化槽の樹脂製蓋及び枠を破損させたものでございます。

損害賠償につきましては、示談により、組合は相手方に損害額9万1,300円を賠償することになり、

10月11日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項により、議会に報告するものでございます。なお、この賠償金につきましては、全額保険金の対象となっております。

以上が専決処分につきましてのご報告でございます。よろしくお願いを申し上げます。

橋本 稔議長 以上が専決処分の報告でございます。ご了承ください。

### ◎ 議案第17号～議案第23号の上程、説明

橋本 稔議長 日程第6、議案第17号から議案第23号を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 今回ご提案申し上げました議案は7件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

議案第17号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任についてでございます。本案は、監査委員田口勉さんの任期が令和6年11月30日をもちまして満了となりますので、後任として大川剛思さんを選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会のご同意を求めます。

大川さんにおかれましては、会計事務所及び税理士事務所での業務を経験され、現在は税理士としてご活躍されており、監査委員として適任であると考えまして、ご提案申し上げます。

どうか、慎重にご審議をいただきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第18号 埼玉県央広域事務組合情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてでございます。

本案は、令和6年4月1日から当消防本部において、事業所等からの各種申請について電子申請による受付を開始しているところですが、火災予防条例の規定による防火対象物使用開始届出等もオンラインによる手続を可能とするため、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第13条第1項の趣旨にはかり（P. 14「のっとり」に発言訂正）、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第19号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）についてでございます。

本案は、令和5年第1回臨時会において議決をいただいた後、工事を進めておりましたが、今回、令和6年7月26日に引き渡しを受けた事務所棟の増額分に加え、現在施工している車庫棟の建築において、今後発生する追加工事のうち確定している分を含めた増額分を議案として提出させていた

だくものでございます。

変更に伴う工事費といたしまして、当初の請負金額から1,730万3,000円を増額し、変更後の請負金額を6億1,020万3,000円とするもので、工事請負変更仮契約を10月21日に締結しております。変更理由でございますが、事務所棟の工事にありましては、圧接試験箇所及び型枠スリット工事の追加、2階屋上手すりの高さ変更等に伴う費用増加のため、また車庫棟の工事にありましては、地中埋設物及び既存くいの処理、残土の搬出及び仮置場までの運搬費用の追加等に伴う費用増加のためでございます。

次に、議案第20号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、令和6年度における第2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,211万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,194万5,000円とするものでございます。

次に、議案第21号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、令和6年度における第1回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ859万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,295万2,000円とするものでございます。

次に、議案第22号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定についてでございます。

本決算につきましては、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

まず、歳入における収入済額の合計は41億9,601万9,435円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は40億5,326万5,565円となりまして、令和5年度に予定した施策はおおむね計画どおり執行することができました。なお、予算に対する執行率は86.1%であり、歳入歳出差引残額は1億4,275万3,870円となります。また、予備費、逡次繰越及び繰越明許費を除いた予算に対する執行率は86.2%でございます。

次に、議案第23号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてでございます。

本決算につきましても、議案第22号と同様、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

まず、歳入における収入済額の合計は2億4,470万7,888円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は2億3,511万1,186円となりました。なお、予算に対する執行率は97.1%であり、歳入歳出差引残額は959万6,702円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は98.3%ございました。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては、担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

**橋本 稔議長** 次に、議案第17号から議案第23号の細部説明を求めます。

小川参事兼事務局長。

[小川哲夫参事兼事務局長登壇]

**小川哲夫参事兼事務局長** それでは、議案第18号から議案第23号までの議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第18号 埼玉県央広域事務組合情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例につきまして説明申し上げます。

制定内容につきましては、第1条は目的を、第2条は定義を規定しております。第3条は、電子情報処理組織による申請等について、第4条は、電子情報処理組織による処分通知等について、第5条は、電磁的記録による縦覧等について、第6条は、電磁的記録による作成等について、それぞれ、他の条例等により、書面等により行うこととしているものに加え、オンラインにより行うことができるよう規定しております。第7条は、情報システムの整備等といたしまして、情報システムの整備を講ずるとともに、情報システムの安全性、信頼性の確保、当該手続等の簡素化または合理化を図るよう努めることを規定しております。

第8条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表としまして、少なくとも毎年度1回、オンラインにより行われた申請等及び処分通知等の状況について公表することを規定しております。

次に、附則でございますが、公布の日を施行期日としております。また、条例の新規制定に伴い埼玉県央広域事務組合行政手続条例の一部も併せて改正するものでございます。

次に、議案第19号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）につきまして説明申し上げます。

初めに、事務所棟建設工事の進捗に伴い生じた、設計変更のうち主なものについてご説明いたします。

1点目は、鉄筋の圧接試験箇所を追加でございます。これは、設計時、過去の実績から圧接試験該当箇所数を積算しておりましたが、現場での施工に合わせ検討した結果、追加となったものでございます。なお、試験箇所数は、施工に要した人員数により増減するものでございます。

2点目は、型枠スリット工事の追加でございます。これは、設計時、構造スリットの幅を30ミリメートルで計画していたものが、現場にて建築物の規模から幅が35ミリメートル必要であることが判明したために変更を行ったものでございます。なお、構造スリットとは、柱と壁の間などに意図的に隙間（スリット）を設けて、緩衝材の役割を担わせるものでございます。

3点目は、外部手すりの変更でございます。これは、法的には問題ありませんが、より安全性を確保する必要があると判断し、2階屋上の手すりの高さを900ミリメートルから1,100ミリメートル変更したものでございます。

次に、車庫棟建設に伴う変更内容につきましてご説明いたします。1点目は、残土の運搬費用の追加でございます。これは、設計時、埼玉県承認を得た加須市地内のストックヤードに残土を搬出する予定でした。その後、県から搬入基準の量を下回るため、受け入れできない旨の報告を受けたことにより、緊急に仮置場が必要となり、その仮置場までの運搬費用等が増加したものと及びそれに伴い発生する土壌試験や鉄板敷きなどの費用を追加するものでございます。また、発生する残土の量も設計時より増加することとなり、追加となったものでございます。

2点目は、基礎工事において、予期せぬ既存埋設物が出たことや、既存ぐいが新築工事の支障となることが判明したため、既存ぐい上端を撤去する必要性が生じたことなどにより追加となるものでございます。

以上、事務所棟建設及び車庫棟建設に係る工事内容の変更から請負金額を合計1,730万3,000円を増額しようとするものでございます。

次に、議案第20号 令和6年度埼玉県中央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目2節組合市特別負担金の交付税算入負担金4,823万5,000円につきましては、当組合の交付税が鴻巣市に一括算入され、その額が確定したことから一般会計分として受け入れるものでございます。

その下、7款2項1目1節斎場特別会計繰入金は、令和5年度斎場特別会計決算の確定によるもので、斎場特別会計より859万6,000円を繰り入れるものでございます。

その下、8款1項1目1節繰越金は、令和5年度一般会計決算の確定によるものでございます。

次に、10、11ページをお開きください。歳出でございます。2款1項1目24節積立金は、歳入で説明申し上げました鴻巣市から受け入れる交付税算入負担金及び令和5年度決算確定額のうち9,687万5,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

その下、3款1項1目3節職員手当等でございますが、本年10月分より児童手当の支給対象が拡大されたことにより、当該手当に不足が生じることから1,524万円を追加するものでございます。

次に、議案第21号 令和6年度埼玉県中央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。4款1項1目1節繰越金859万6,000円は、令和5年度決算の確定によるものでございます。

10、11ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目27節繰出金859万6,000円は決算の確定により、財政調整基金に積み立てるため、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第22号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について説明申し上げます。

初めに、歳入についてですが、決算書の9ページをお開きください。1款1項1目1節組合市負担金でございますが、この負担金につきましては、共通経費と消防経費及び斎場経費で構成されております。共通経費は、消防と斎場業務に共通する経費である議会費、一般管理費等に係る経費の2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率に応じて組合市から負担いただいております。消防経費は、組合市の前年度の普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合により算出した額、斎場経費は、組合市の前年10月1日現在の住民基本台帳登録人口による人口割合に基づき負担いただいております。

次に、11ページを御覧ください。5款2項1目1節物品売払収入118万6,721円は、はしご付消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車各1台分、計2台の売払収入でございます。

次に、その下、7款1項1目1節財政調整基金繰入金1億9,416万8,000円は、一般会計分1億7,741万円と斎場特別会計分1,675万8,000円を財政調整基金から繰り入れたものでございます。

次の消防施設整備基金繰入金は、消防施設整備基金へ積み立てられたものを鴻巣天神分署整備事業に活用したものでございます。

13ページを御覧ください。7款2項1目1節斎場特別会計繰入金は、財政調整基金へ積立てを行うため、斎場特別会計から一般会計へ繰り入れたものでございます。

次に、同じく13ページ下段を御覧ください。10款1項1目1節消防債2億9,030万円は、北本消防署配備の指揮車、桶川西分署配備の高規格救急自動車の消防車両整備事業債、北本消防署配備のはしご付消防ポンプ自動車の消防車両整備事業債（繰越明許）、消防庁舎改修工事整備事業債及び桶川西分署整備事業債の合計でございます。

次に、歳出についてですが、17ページをお開きください。中段の消防総務課の1つ上、2款1項1目24節、総務課、積立金の財政調整基金積立金1億2,753万550円の内訳につきましては、一般会計分1億284万円、斎場特別会計分2,468万8,000円、財政調整基金預金利子2,550円の合計額を積み立てたものでございます。

次に、21ページ下段、消防総務課の欄を御覧ください。人件費の総額は28億6,359万924円で、3款消防費合計額の81.1%を占めております。

次に、25ページの一番上の欄、21節補償、補填及び賠償金は、救急支援出動中の鴻巣西分署の水槽付消防ポンプ自動車と普通自動車との接触事故による治療費等に係る賠償金分でございます。なお、賠償は保険で対応しております。

次に、37ページを御覧ください。2段目の2目消防施設費、消防総務課、消防用建物等整備事業、10節需用費の修繕料は、消防本部排煙窓等改修修繕、消防本部・鴻巣消防署駐車場及び訓練塔LED化修繕、消防本部地上式消火栓修繕、そのほか14件分の修繕でございます。

次に、同じページの警防課と救急課の欄を御覧ください。警防課の消防自動車等整備事業、17節備品購入費は、令和4年度納入予定であった北本消防署配備のはしご付消防ポンプ自動車が令和4年度中に納車にならなかったことから繰越明許により購入したもので、救急課は、地方債を活用し高規格救急自動車を購入したものでございます。

次に、39ページ上段、桶川消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、14節工事請負費は、桶川消防署仮眠室個室化工事及び桶川消防署庁舎屋上防水改修工事でございます。

次に、同じページの中段、総務課を御覧ください。4款1項1目斎場費、27節繰出金は、組合市負担金合計1億1,809万7,000円と財政調整基金繰入金1,675万8,000円の合計額の1億3,485万5,000円を一般会計から斎場特別会計に繰り出したものでございます。

その下、5款1項1目公債費、消防総務課、元金償還事業、22節償還金、利子及び割引料は、平成23年度から令和5年度までの借入れ30件分でございます。

次に、議案第23号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、決算書の55ページをお開きください。1款1項1目1節斎場使用料は、火葬室、霊安室、待合室、式場及び小動物火葬炉の使用件数7,559件分で、前年度に比べ17件、金額は約20万円の減少となっております。

その下、行政財産使用料は、県央みずほ斎苑管理グループ代表企業イー・グループが運営している売店の電気料と社会福祉協議会が設置している自動販売機の使用料及び電気料でございます。

次に、歳出についてですが、57ページをお開きください。1款1項1目総務課斎場運営事業12節委託料は、県央みずほ斎苑管理グループへの指定管理料でございます。

その下、17節備品購入費は、傘立て5台を更新したものでございます。

次に、27節繰出金は、令和5年11月補正における令和4年度決算剰余金と、令和6年2月補正における令和5年度不用見込額の合計額を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。

その下、斎場施設整備事業、10節需用費、修繕料は、火葬炉設備修繕等でございます。

以上で、議案第18号から議案第23号までの細部説明を終わります。

**橋本 稔議長** 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時41分)



(開議 午前10時50分)

**橋本 稔議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

並木管理者より発言を求められておりますので、許可いたします。

**並木正年管理者** 私の提案説明の中で、発言の訂正をお願いいたします。

議案第18号の一番下段ですけれども、法律第13条第1項の「趣旨にはかり」と申し上げましたけれども、正しくは「趣旨にのっとり」ということで、おわびして訂正をお願いいたします。

**橋本 稔議長** ただいま発言の訂正は御了承願います。

なお、議事録等は議長に一任願います。

## ◎ 一 般 質 問

**橋本 稔議長** 日程第7、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、15番、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

[15番 中村洋子議員登壇]

**15番 中村洋子議員** 一般質問させていただきます。

件名1から件名3について一般質問します。

件名1、夏期の救急要請の状況について。

要旨1、熱中症の状況はどうだったのか。昨年は、非常に熱中症の状況が重大な状況でした。今年も暑い夏で、やはり増えているのではないかとということで要旨に質問をさせていただきました。状況を教えていただきたいと思えます。

それから、要旨2、急病と一般負傷の状況についても、毎日救急車が鳴るたびに心配をするわけですけれども、内容をお知らせください。

件名2、大雨災害時の対応について。能登半島地方の大雨災害については非常にお見舞いを申し上げますが、まだ状況的にはよくなっていないという状況で、線状降水帯という状況の大雨災害はこれからもあるのではないかと心配もありまして、一般質問をさせていただこうと思いました。

要旨1、出動体制はどのようになっているのか。

要旨2、日常の訓練はどうしているのか、これについて伺います。

それから、件名3の研修、訓練については、毎日の状況の中で訓練、研修ということで項目をいろいろ執り行っているかと思えます。そういう中では、要旨1、消火活動はどうしているか。

要旨2、救急活動はどうしているのか。

要旨3、救助活動はどうしているのかということでの分類で、研修、訓練についても伺いたいと思えます。

よろしくをお願いいたします。

**橋本 稔議長** 順次答弁を求めます。

岩崎救急課長。

〔岩崎徳生救急課長登壇〕

**岩崎徳生救急課長** 件名 1、要旨 1、要旨 2 についてお答えいたします。

初めに、埼玉県から示された今年度の調査期間である令和 6 年 4 月 29 日から 10 月 6 日までの熱中症による搬送人数は 207 人で、昨年と比較しますと 61 人減少となっております。月別では 5 月 7 人、6 月 24 人、7 月 87 人、8 月 59 人、9 月 29 人、10 月 1 人、年代別では、乳幼児 2 人、少年 15 人、成人 66 人、高齢者 124 人となり、傷病程度別では、軽症 129 人、中等症 71 人、重症 7 人、死亡はありませんでした。昨年度と比較しますと、高齢者の熱中症搬送人員が大きく減少しており、原因は明らかではありませんが、熱中症特別警戒アラート等の熱中症に対する注意喚起等が反映されたものと考えております。

次に、要旨 2 についてお答えいたします。令和 6 年 4 月 29 日から 10 月 6 日までの急病による搬送人員は 3,955 人で、昨年度と比較しますと 66 人減少となっております。年代別では、新生児 3 人、乳幼児 201 人、少年 96 人、成人 1,127 人、高齢者 2,528 人となり、傷病程度別では、軽症 1,736 人、中等症 1,824 人、重症 346 人、死亡 48 人、その他 1 人でありました。

一般負傷による搬送人員は 786 人で、昨年度と比較しますと 40 人減少となっております。年代別では、新生児 1 人、乳幼児 64 人、少年 34 人、成人 122 人、高齢者 565 人となり、傷病程度別では、軽症 493 人、中等症 252 人、重症 40 人、死亡 1 人でありました。

救急搬送人員の 83% を急病と一般負傷で占めており、年代別では 65% が高齢者でありました。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 原田次長兼警防課長。

〔原田正美次長兼警防課長登壇〕

**原田正美次長兼警防課長** 件名 2、要旨 1 から要旨 2 について順次お答えいたします。

初めに、要旨 1 についてお答えいたします。大雨災害時の出動体制につきましては、災害状況により、救助出動または警戒出動としております。救助出動する事案につきましては、大雨等によりアンダーパスで車両が水没した場合や家屋等に浸水被害が発生した場合など、救助を要する場合は、消防車両 6 台が出動し、救命ボート等を活用した救助活動を行います。

また、警戒出動する事案につきましては、自宅敷地内に雨水が入ってきた場合や道路が冠水した場合など、救助を要しない場合には、消防車両 1 台が出動し、土のうや排水ポンプ等を活用した排水作業等を行います。

次に、要旨 2 についてお答えします。大雨災害に対する日常の訓練につきましては、救命ボートを活用した舟艇訓練やプールを活用した水難救助訓練を実施しております。荒川などの流れがある場所での救命ボートの舟艇訓練につきましては、各消防署に配備した 6 名搭乗可能な救命ボートを活用し、元荒川の堰など流れがない場所につきましては、各分署に配備した 3 名搭乗可能な折り畳

み式ボートを活用した舟艇訓練を実施しております。

また、プールにて実施する水難救助訓練につきましては、要救助者の救出訓練や水難救助装備品の取扱訓練等を実施しております。

次に、件名3、要旨1から要旨3につきましては、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

初めに、消火、救急、救助活動に係る研修についてお答えいたします。当消防本部で実施する研修につきましては、埼玉県央広域消防本部職員研修規程に基づき、研修計画を作成し実施しております。実施する研修方法は、消火、救急、救助活動を受け持つ担当ごとに対象者を各所属から消防本部等に集めて、考え方や活動方法、組織力の向上や技能の均一化を図ることを目的に、通常勤務と分けて実施しております。

具体的には、消火活動に関する研修は、1年目の職員を対象とした採用時職員研修、5年目及び6年目の職員を対象とした初級職員研修、司令補昇格者を対象とした新任司令補研修などを実施しております。これらの研修は、階層別に消火活動の基礎から隊員、隊長としての役割、技能を学ぶ研修としております。

救急活動に関する研修は、10年目以下の職員を対象とした救急隊員特別研修や、医師を助言者に招き事例検討を行う救急医療検討会などを実施しております。

救助活動に関する研修は、埼玉県消防学校で実施する救助教育訓練未受講者を対象とした救助隊員特別研修などを実施しております。

次に、消火、救急、救助活動に関する訓練についてお答えいたします。当消防本部で実施する訓練につきましては、埼玉県央広域消防本部警防業務規程及び埼玉県央広域消防本部救急業務運用規程に基づき実施しております。

実施する訓練方法は、各所属、担当ごとに技術の向上と迅速・確実な活動を目的に、通常勤務の中で様々な活動の想定訓練や各隊との連携訓練、資機材取扱い訓練などを実施しております。内容につきましては、消火活動に関する訓練は、放水訓練、ホース延長訓練、ポンプ運用訓練などを実施しております。

救急活動に関する訓練は、血圧測定、救急救命士が行うことができる基本手技や現場を想定した訓練などを実施しております。

救助活動に関する訓練は、高所・低所救出訓練、交通救助訓練、火災救助訓練など、あらゆる現場、状況に対応した訓練などを実施しております。また、担当ごとに年1回、複数の隊が連携した総合想定訓練を実施しております。

以上でございます。

橋本 稔議長 中村洋子議員。

15番 中村洋子議員 1回目の質問で、やはり夏期の救急の要請の状況が分かりました。熱中症の人

数は減っておりますが、まだまだ油断がならないと、来年の夏の状況ということも非常に心配されるところですが、やはり警戒アラートや、あるいはクールセンターということでの各公民館やスーパーやそういうところでの避難所ということでも各自治体が考えられているということで、できるだけ熱中症にならない配慮ということをそれぞれの自治体が考えているのだなということとは分かります。小学校の運動会も9月ではなく10月にやるということで、運動会の練習がやはり9月ではできないという状況になっていると聞いております。

また、2回目の質問として、急病と一般負傷で搬送した人員の医療機関での受入れ状況について、また年齢別の乳幼児と高齢者の受入れ状況について、件名1では伺いたいと思います。

件名2の災害について、舟艇訓練の実施時期と実施方法について伺いたいと思います。

この2点、よろしく申し上げます。

**橋本 稔議長** 答弁を求めます。

岩崎救急課長。

**岩崎徳生救急課長** 件名1、要旨2の再質問についてお答えいたします。

この期間での急病と一般負傷の搬送人員は4,741人で医療機関の受入れ状況は、医療機関収容依頼の連絡回数1回が3,274人、2回が762人、3回が363人、4回が165人、5回以上が177人で医療機関収容依頼の69%が連絡回数1回で決定しています。

年代別の乳幼児は265人で、医療機関収容依頼の連絡回数1回が189人、2回が36人、3回が21人、4回が6人、5回以上が13人で医療機関収容依頼の71%が連絡回数1回で決定しています。

高齢者は3,093人で、医療機関収容依頼の連絡回数1回が2,149人、2回が488人、3回が230人、4回が107人、5回以上が119人で医療機関収容依頼の69%が連絡回数1回でありました。

令和5年1月から12月までの医療機関収容依頼の連絡回数1回で決定した割合は68%で、このうち乳幼児は72%、高齢者は68%となり、今年の夏期と比較しますと、医療機関の受入れ状況は同程度であり、救急業務に影響はありませんでした。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 原田次長兼警防課長。

**原田正美次長兼警防課長** 件名2、要旨2の再質問についてお答えいたします。

舟艇訓練の実施時期は、6月から9月までの期間で荒川及び元荒川の河川管理者に河川使用許可申請を行った後、訓練を実施しております。実施方法は、計画的に3署6分署の全所属の隊が通常勤務の中で舟艇訓練を実施しております。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 以上で15番、中村洋子議員の質問を終結いたします。

続いて、14番、諏訪幸男議員の質問を許します。

諏訪幸男議員。

〔14番 諏訪幸男議員登壇〕

**14番 諏訪幸男議員** 皆さん、こんにちは。議長の発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

本年1月1日、能登半島を襲った大地震、そして石川県輪島市を中心とした能登地方への線状降水帯による被害が今なお厳しい状態であり、NPO埼玉の災害支援部会としましても、被災地への皆様の不足している物資等の支援を行っております。そのような現状を鑑み、以下の質問をいたします。

件名1、安心安全の消防と行政の連携について。

要旨1、どこにでも起こり得る線状降水帯による災害についてお聞きをいたします。

要旨2、災害時の埼玉県や県内消防本部との連携についてお聞きをいたします。

件名2、ドローンの活用について。県央消防において、もう既にドローンを2機購入し、災害対策対応に活用すること、災害発生時には情報収集、人が行くことが困難な場所において有効な手段と考えます。

要旨1、県央消防でのドローンの活用状況についてお聞きをいたします。

件名3、マイナンバーカードの活用についてお聞きをいたします。これは、私ども第86回全国都市問題会議、健康づくりとまちづくりとして、兵庫県姫路市長、清元秀泰氏の報告の中で、医師の立場から見たマイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化、円滑化について報告をされておられました。

消防庁が2022年度に実施した実証実験において、全国6消防本部の1つとして選定され、実際の救急現場で救急隊がマイナンバーカードを活用し、傷病者の医療情報を正確かつ早期に把握して、救急隊と医療機関が傷病者の受入れ可能状況などの共有するシステムを活用することができればと、思い、尊い命を守ることに繋がると考えます。私自身もマイナンバーカードを保有し、利用させていただいております。埼玉県央としてこれを推進すべきと考え、以下の質問をいたします。

要旨1、救急搬送時のマイナンバーカード利用による効果についてお聞きをいたします。

件名4、桶川西分署整備事業についてお聞きをいたします。桶川西分署に先日もお伺いをいたしました。大雨のときには、まず消防署が避難をしなければならないという状況について、早急に改善しなければならないと考え、以下の質問をいたします。

要旨1、桶川西分署の進捗状況についてお聞きをいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

**橋本 稔議長** 順次答弁を求めます。

原田次長兼警防課長。

〔原田正美次長兼警防課長登壇〕

**原田正美次長兼警防課長** 件名1、要旨1から要旨2について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。線状降水帯による災害の備えとして、各消防署に6名搭乗可能な救命ボートを配備したほか、鴻巣消防署に20名搭乗可能な高機能救命ボートと5名搭乗可能な組立式ボートを配備し、各分署には3名搭乗可能な折り畳み式ボートを令和2年度から計画的に配備しております。

さらに、一時的に水の浸入を防ぐための土のうや排水ポンプ、その他隊員が水中を移動するときに使用する胴長靴を各署に配備し、水害に備えております。

また、災害が大規模化した場合の備えとして、埼玉県央広域消防本部警防業務規程に基づき、職員を招集し消防力の増強を図り、災害対応を行う体制を整えております。

消防と行政の連携につきましては、道路冠水による通行止め情報の共有や道路警戒など、連携した活動を行っております。さらに、組合市が災害対策本部を設置した場合には、消防職員を派遣し、相互に情報共有を図り、消防署、組合市、消防団とそれぞれの役割を協議し、災害に対処することとしております。

次に、要旨2についてお答えいたします。埼玉県との連携につきましては、災害情報を共有する体制が構築されております。埼玉県からは、注意報や警報など各種気象に関する情報を消防本部に送り、消防本部からは、管内で死傷者が多数発生した災害など、火災・災害等即報要領に基づき、災害状況を埼玉県へ報告し、相互に情報を共有しております。

また、県内において洪水注意報等の発令や震度4以上の地震が発生したときは、埼玉県が情報連絡室を開設し、埼玉県が構築した災害オペレーションシステムを立ち上げ、災害の情報収集を開始します。消防本部及び市町村は、被害状況や活動状況をこのシステムに入力することで、災害の実態を相互に把握することが可能となっております。

災害時における県内消防本部との連携につきましては、災害が拡大し当消防本部の消防力が劣勢と判断した場合は、近隣及び埼玉県下の消防本部との消防相互応援協定に基づく応援体制が構築されております。

次に、件名2、要旨1についてお答えいたします。今年度購入した2機のドローンの活用状況につきましては、現在、運用開始に向け取扱い訓練を行っているところでございます。ドローン導入の効果といたしましては、災害発生時に俯瞰的視点から、被害状況や災害推移を把握することで、効率的な部隊運用につながり、被害の軽減に効果的であると考えております。また、今後の活用といたしましては、火災の延焼状況や大規模災害時の被害状況の全体把握、水難事故における要救助者の検索等にドローンの活用を想定しております。

以上でございます。

橋本 稔議長 岩崎救急課長。

〔岩崎徳生救急課長登壇〕

岩崎徳生救急課長 件名3、要旨1についてお答えいたします。

総務省消防庁では、マイナンバーカードを活用した救急業務の実証事業を令和6年5月から11月までの期間、全国の67消防本部で実施しています。この実証事業は、救急隊がマイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者の情報を正確かつ早期に把握することにより、救急業務の迅速化・円滑化を図るために実施しているものでございます。効果につきましては、1つ目として、高齢者や情報収集が困難な傷病者の医療情報取得が容易となり、現場滞在時間や病院選定時間の短縮が期待されます。2つ目として、痛みや苦しみがある傷病者が救急隊員にかかりつけ医療機関や既往歴等を説明する負担の軽減につながると考えられております。3つ目として、救急隊から正確な情報を提供することで、医療機関での適切な治療に役立つと考えられております。

当消防本部といたしましては、総務省消防庁の実証事業での結果を踏まえ、マイナンバーカードを活用した救急業務に対応してまいります。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 島田消防総務課長。

〔島田英樹消防総務課長登壇〕

**島田英樹消防総務課長** 件名4、要旨1についてお答えいたします。

桶川西分署整備事業の進捗状況でございますが、令和3年7月に、庁舎移転整備の基本的な方針の事項について取りまとめた桶川消防署桶川西分署整備基本構想を策定し、令和4年8月には、より具体的な条件等を整理した桶川消防署桶川西分署整備基本計画を策定、令和5年7月には、策定した基本計画を基に、桶川消防署桶川西分署整備基本設計業務が完了し、現在、令和8年度中の竣工及び供用開始に向け、実施設計業務を進めております。

桶川西分署の施設・設備等についてでございますが、新庁舎には新たな機能として、事務所棟に多目的室やトレーニング室、女性職員が使用できる居室等を配置し、車庫棟には救急消毒室や乾燥室などを配置いたします。また、庁舎前に広いスペースを設けることで、多種多様な訓練ができる仕様としております。全体を通しまして、事業は計画どおり順調に進捗しております。

**橋本 稔議長** 諏訪幸男議員。

**14番 諏訪幸男議員** 一通りの答弁をいただきまして、ありがとうございます。数点の再質問をさせていただきます。

件名1、安心安全の消防と行政の連携について、要旨1について、組合市へ相互派遣している消防職員の役割についてお聞きをいたします。

また、要旨2、災害時の埼玉県や県内消防本部との連携について、近隣及び埼玉県下消防本部との応援体制がどのようなものなのかをお聞きをいたします。

次に、件名2、ドローンの活用について、ドローンの運用に向けた資格の取得や取扱いについてもお聞きをしたいと思います。

マイナンバーカードにつきましては、御答弁をいただきましたので、それでよろしいかと思いま

す。

次に、件名4、桶川西分署整備事業についてでございますが、先日、桶川西分署にもお伺いをいたしました。勤務の皆様が車等が橋の下、桶川市の所有と聞いておりますが、そういったところに駐車をされているという現状を考えてみても、今回の新しい桶川西分署と新しくできる桶川西分署で面積的に広さがどれだけ違うのかお伺いをし、また答弁で多種多様な訓練ができるとありましたが、具体的にはどんな訓練が可能なのかをお聞きをいたします。

よろしく申し上げます。

**橋本 稔議長** 原田次長兼警防課長。

**原田正美次長兼警防課長** 件名1、要旨1の再質問についてお答えいたします。

消防から派遣している職員は、組合市の防災主管課で勤務しております。業務内容につきましては、消防団及び消防水利に関する事務を主に担当しており、日頃から相互の情報共有を図り連絡体制を築いております。具体的には、消防団に関する業務では、消防団の事務局として、訓練、研修、会議など業務全般を担当しております。消防水利に関する業務では、消防水利の設置、維持、管理の業務を行っております。また、消防と組合市との窓口役として、組合市の各担当部署との調整を行い、消防と組合市の事務を円滑に進めるために重要な役割を担っております。

次に、件名1、要旨2の再質問についてお答えします。当消防本部管内と隣接する消防本部との応援体制につきましては、消防相互応援協定を締結しており、相互に隣接する地域で災害が発生した場合には、応援する体制となっております。令和5年中における火災の相互応援件数は、当消防本部が応援を受けた件数は9件で、隣接市へ応援出動した件数は8件となっております。

埼玉県下消防本部との応援体制につきましては、埼玉県下消防相互応援協定を締結しており、近隣から応援を受けてもなお消防力が不足した場合には、県内消防本部が応援する体制となっております。当消防本部が応援を要請した実績はございませんが、応援出動した実績は、令和元年に伊奈町の危険物倉庫火災、平成30年に加須市の倉庫火災、平成29年に三芳町の倉庫火災、平成25年には越谷市の竜巻災害に出場しております。

次に、件名2、要旨1の再質問についてお答えいたします。現時点においてドローン操縦に資格取得の必要はございませんが、操作の基本知識と操作方法を学ぶため、4名の職員が民間のドローンスクールで2日間の講習を受講いたしました。

また、取扱い訓練につきましては、総務省消防庁の制度であるドローン運用アドバイザーを講師に招き、関係法令、運用方法、活用事例などの講義を受講いたしました。

操縦訓練では、基本訓練として、離着陸、ホバリング、前後左右の方向への移動操作等の習得と応用訓練として、対面飛行、8の字飛行、現場映像撮影操作等の習得を目的に訓練を実施しております。今後、訓練の効果確認をした後、運用開始を予定しております。

以上でございます。

橋本 稔議長 島田消防総務課長。

島田英樹消防総務課長 件名4、要旨1の再質問についてお答えいたします。

初めに、面積的な違いについてでございますが、現在の桶川消防署西分署は、敷地面積1,550平方メートル、新しくできる桶川消防署西分署は、敷地面積2,314.42平方メートルですので、約1.5倍になる予定でございます。また、建物延べ床面積にありましても315.44平方メートルから786.11平方メートルになりますので、約2.5倍になる予定でございます。

次に、多種多様な訓練の内容でございますが、庁舎前の広いスペースを利用し、複数の消防車両による連携訓練や消防団のポンプ操法等、放水を伴う訓練の実施が可能となります。敷地西側に新しく設ける放水壁は、放水した水が地下の水槽へ戻るため、水を無駄にすることなく訓練できる仕組みとなっております。

また、車庫棟には、屋外階段や中高層建物にある連結送水管を想定した放水口を設置し、立体的な火災想定訓練を実施することができるなど、現在の桶川西分署ではできなかった訓練の実施が可能となります。

橋本 稔議長 以上で14番、諏訪幸男議員の質問を終結いたします。

続いて、8番、諏訪三津枝議員の質問を許します。

諏訪三津枝議員。

〔8番 諏訪三津枝議員登壇〕

8番 諏訪三津枝議員 議席番号8番、諏訪三津枝でございます。ただいまより一般質問を行わせていただきます。

件名1、救急搬送について。要旨1、救急車出動件数と搬送人数の推移（3年間）でございます。猛暑と言われた今年の夏がやっと過ぎましたが、熱中症で病院に搬送された人の人数は高い水準で推移しているということです。全国で救急車が出動する件数が増え続けているようです。総務省消防庁がまとめた令和5年の救急車の出動件数は、速報値でおよそ764万件となり、過去最多を更新したと報道されました。救急の現場では、このままでは重症者や重篤な人を搬送できなくなるのではと危惧されているとも言われています。当組合所管内での救急搬送の実情はどのようになっているのか。要旨1として、救急車出動件数と搬送人数の推移を、この3年間で伺います。

要旨2、不搬送の件数とその要因及び課題はでございます。同じく消防庁の速報値で、出動件数約764万件に対して、救急搬送人数は約664万人であることが報道されています。約12%が不搬送です。搬送しない要因は様々だと考えますが、当組合所管内での実態を伺います。

以上が1回目の質問です。

橋本 稔議長 順次答弁を求めます。

岩崎救急課長。

〔岩崎徳生救急課長登壇〕

**岩崎徳生救急課長** 件名 1、要旨 1 についてお答えいたします。

初めに、令和 3 年から令和 5 年までの救急出動件数は、令和 3 年中 1 万 1,403 件、令和 4 年中 1 万 3,976 件、令和 5 年中 1 万 4,881 件であり、搬送人数は令和 3 年中 1 万 97 人、令和 4 年中 1 万 1,789 人、令和 5 年中 1 万 2,693 人で、救急出動件数、搬送人数とも増加の一途をたどっております。

増加要因といたしましては、令和 3 年中の高齢者の搬送人数は 6,453 人でしたが、令和 5 年中は 8,176 人となり、高齢者の搬送人数が増加したものと捉えております。

次に、要旨 2 についてお答えいたします。不搬送件数は、令和 3 年中 1,363 件、搬送件数に対して約 12%、令和 4 年中 2,032 件、搬送件数に対して約 15%、令和 5 年中 1,943 件、搬送件数に対して約 13% が不搬送となっております。令和 5 年中における不搬送の理由は、本人等の辞退または拒否によるものが 1,453 件、明らかに死亡しているものが 201 件、傷病者なしが 170 件、誤報が 70 件、その他が 49 件となっており、本人等の辞退または拒否によるものが全体の 72% を占めています。

不搬送件数は、全国的に全出動件数の約 10% から 15% を占めており、今後、救急件数の増加に伴い不搬送が増加することが推測されます。現在のところ不搬送が課題となっておりますが、不搬送件数が増加すると、緊急を要する傷病者の搬送に支障を来すことが懸念されます。当消防本部としては、引き続き #7119 の利用や救急車の適正利用に関しての広報活動等を実施してまいります。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 諏訪三津枝議員。

**8 番 諏訪三津枝議員** では、再質問させていただきます。

要旨 2 だけについての再質問となります。救急の出動件数、またさらに搬送人数が年々増加しているということがただいまのご答弁で分かりました。このような中で、不搬送の割合がやはり大変気になるわけなのですが、不搬送の理由の一番多いのが本人等の辞退や拒否ということで、全体の 72% を占めているということでした。病院への搬送がなくとも、その後、容体が安定したのであればよいのですが、そうでない場合があるかもしれません。高齢者の搬送が増えているということです。独り暮らしをしている方などは異変を感じることで、救急車を呼んでしまうこともあるのではと考えます。

また、その一方では、何となく様子がおかしい、こんな症状で救急車を呼んでいいのだろうかというように、救急車を呼ぶことをちゅうちょする方も多いのではと思います。迷っている間に重症化するケースもあるのではないのでしょうか。隠れた重症者を発見して手後れにならないように、一刻も早く救急搬送につなげることも #7119 の役割だと思います。#7119 の広報活動など実施するということが、具体的にどういった活動になるのか、再質問いたします。

**橋本 稔議長** 岩崎救急課長。

**岩崎徳生救急課長** 件名 1、要旨 2 の再質問についてお答えいたします。

初めに、消防は 119 番通報の段階では、傷病者がどのような状況であるかは詳細には確認できず、

実際には重症であるケースも考えられるため、全ての救急要請に出動しております。その結果として10%から15%を不搬送が占める状況でございます。

なお、不搬送のケースでは「容態が悪化した場合には、気兼ねなく再度救急車を要請してください」と説明して、救急隊は引き揚げております。

ご質問の具体的な広報活動につきましては、組合ホームページに掲載、救命講習や消防訓練等のパンフレットの配布、救急車にマグネットシートを貼るなど、引き続き広報活動を行ってまいります。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 以上で8番、諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

### ◎ 議案第17号の質疑、討論、採決

**橋本 稔議長** 日程第8、議案第17号 埼玉県中央広域事務組合監査委員の選任についてを議題にします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第17号 埼玉県中央広域事務組合監査委員の選任について、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**橋本 稔議長** 起立全員であります。

よって、議案第17号は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第18号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第9、議案第18号 埼玉県央広域事務組合情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第18号 埼玉県央広域事務組合情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

橋本 稔議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第10、議案第19号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小泉晋史議員。

1番 小泉晋史議員 今回の先ほどスリットの工事のところなのですけども、これ建物を建てるに当たって、設計の業務委託料というのを多分設計士に依頼をしてやっている段階で、地震の対策のこの5ミリの幅という部分というのは分からなかったのか。ちなみに、この設計業務に幾らかかっ

ているのか、それをお聞きします。

**橋本 稔議長** 島田消防総務課長。

**島田英樹消防総務課長** それでは、最初の質問にお答えいたします。

設計業者のほうから、建築物の規模に対して、30ミリということでの説明等がちょっとありませんでしたので、設計の段階で私たちのほうも市のほうにも設計書できた段階で、市の担当者のほうに助言はいただいているのですけれども、ちょっとそこが確認はできなかったということでございます。

それと、設計の金額でございますが、ちょっとお待ちください。申し訳ありません。設計の金額で976万8,000円ということで設計のほうに委託しております。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 小泉晋史議員。

**1番 小泉晋史議員** これだけ設計代にお金がかかっていると思うのですけれども、これをやっぱり現場の建築業者がこれでは地震によってひび割れが増えるというのは、設計する人もプロだと思のです。その辺の設計事務所に対して、ペナルティーというわけではないのですけれども、これってどうなのという部分で、設計ありきで建物って建てていくと思うのです。でも、実際やったときに、金額がプラスアルファ、自分の家を建てるときに、またこれだけ金かかるのかという意見になると思うのです。せっかく設計をしてお金を抑えてやっていると思うのですけれども、業者がやったときに、これこのほうがいいよと言われて、では上げますかというのだと、せっかく設計した意味というのがなくなってくると思うのですけれども、その辺のペナルティーはないかと思うのですけれども、その辺今後、桶川西分署とかも建てる、これが建てるに当たって、その辺はどのように考えているのか伺います。

**橋本 稔議長** 島田消防総務課長。

**島田英樹消防総務課長** 今回の設計変更に関しても、設計の段階で設計業者のほうからは30でやったということで、現場から35あったほうが良いということで、その設計業者と、今回、現場のほう、設計業者さんを工事監理にも委託しておりますので、その業者さんと話合いの中でこれでどうでしょうという案をいただきまして、こちらといたしましては、地震の際にひび割れなどが心配だと言われると、ちょっとそれを素人考えで、お金がかかるから要らないというわけにはいきませんので、一応変更せざるを得ないということで変更させていただきました。

設計業者のほうには幾つかこういう変更点ありますので、ちょっと設計が漏れとは言いませんけれども、設計がちょっと定かではないところがあったりして現場とやり取りも結構ありましたので、これはこれから今前期の工期が終わって、後期の工事に合わせて一度設計業者のほう、ちょっとお偉いさんとかも呼んで、これがないようなことでこちらからも指摘はさせていただきました。

桶川西分署に関しましてもこの辺は気をつけてまいりますので、よろしくご承知おき願いたいと

思います。

以上です。

**橋本 稔議長** ほかに質疑はありませんか。

矢島洋文議員。

**2番 矢島洋文議員** 議案第19号について質疑させていただきます。

私も現場の事業者のほうから、こうしたらいいのではないかというような指摘を受けて、事業内容を変更しているということですが、これ重大な問題ではないかなと思います。勘ぐれば、実施主体と工事を実施している業者との間の関係性において、不適切ではないかと疑われても仕方がないような行為だと思います。現場からの声で事業内容を変更して、補正をして、補正をして、どんどん、どんどん請負金額が膨らんでいくということも疑われかねないと思います。

そこで、前任者からも質問したとおり、設計業者が果たして全く責任がないのかということが私は非常に問題視をさせていただきます。今のような疑義が生じることを思うと、設計業者の責任というのは非常に重いのではないかなと思うのですけれども、本当に何らペナルティーもないのか、何か設計業者のほうに、まして設計業者が工事の監督……

〔「監理」と言う人あり〕

**2番 矢島洋文議員** 監理のほうにも入っているということですが、そういう業者が監督に入っていて大丈夫なのか、非常に不安に思います。まず、業者と実施主体、本組合との関係性において、そういう疑念を持たれるようなことは全くないのかということと、再度、設計業者に対して何らかの措置は取れないのか、これを伺います。

**橋本 稔議長** 黒沢消防長。

**黒沢高志消防長** まず、この変更につきましては、設計業者と施工業者、当然そこに組合がかんできます。意思決定をしているのは組合です。組合は、その代わりなかなかそのノウハウがないので、鴻巣市の技術者の方の支援をいただいているという状況で、最終的に、施工業者からの提案はあったのですが、それを設計業者の意見を聞いて最終的に決断したというのは、組合が協議した上で決断をさせていただいたと、それは必要であろうということで決断をさせていただきました。

それと、責任はないのかということなのですが、今のところその責任を当然組合が意思決定をしますので、設計業者にペナルティーを求めるということは考えておりません。

以上です。

**橋本 稔議長** 矢島洋文議員。

**2番 矢島洋文議員** 今の説明ですと、かなり不完全な状況で議案を提出していることになると思います。やはり、自信を持って、そのときとしては完全な状態で議案として提出すべきではないでしょうか。自分たちが素人だとか、そういう話というのは全く論外の話であって、完璧な状態で議案として提出をして、各議員から承認をもらうのが本来の筋だと思いますけれども、その辺の見解は

いかがでしょうか。

〔「暫時休憩してください」と言う人あり〕

橋本 稔議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)

---

(開議 午前11時49分)

橋本 稔議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

黒沢消防長。

黒沢高志消防長 今回提出していただいた議案は、当然、施工業者、設計会社、最終的には組合が一つ一つ処理して決定したものを議案として提出させていただいていますので、不確かな状況で提出させていただいた議案ではございません。

以上です。

橋本 稔議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第19号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

橋本 稔議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時50分)

---

(開議 午後 1時00分)

橋本 稔議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第20号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第11、議案第20号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、補正予算書の8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、10、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第20号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

橋本 稔議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第12、議案第21号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、補正予算書の8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、10、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第21号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

橋本 稔議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時01分）

---

（開議 午後 1時01分）

橋本 稔議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第22号、議案第23号の質疑、討論、採決

**橋本 稔議長** 日程第13、議案第22号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について及び議案第23号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についての2件を一括して議題といたします。

田口代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

〔田口 勉代表監査委員登壇〕

**田口 勉代表監査委員** ただいま議長からご指名をいただきました代表監査委員の田口でございます。令和5年度の決算審査につきましてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました令和5年度埼玉県央広域事務組合の一般会計及び斎場特別会計の歳入歳出決算について、本年8月26日、当埼玉県央広域事務組合の2階会議室において、金森監査委員とともに決算審査を行いました。その結果、決算の計数は正確であり、その内容は正当なものと認められました。

また、予算の執行状況などにつきましては、お手元の資料、決算審査意見書の19ないし20ページの決算審査意見をもって説明に代えさせていただきます。

以上でご報告を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

**橋本 稔議長** 次に、決算審査報告に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、決算審査報告に関する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時04分)

————— ◇ —————

(開議 午後 1時04分)

**橋本 稔議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

これより議案第22号の質疑に入ります。

初めに、決算書8、9ページから12、13ページまでの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

小泉晋史議員。

**1番 小泉晋史議員** 11ページの物品売払収入の件なのですが、今回はしご車と水槽車を売ったということだったので、この決算書の42ページの財産に関する調書を見ると、高規格救急自動車、あと指揮車、広報車も増減があるのかなというところだったので、この救急車と指揮車、広報車についても売るといえるのですか、そういうことはされたかどうかを伺います。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

原田次長兼警防課長。

原田正美次長兼警防課長 ただいまのご質問に対してですが、救急車に関しましては、海外に寄贈している状況でございます。また、2台目の指揮車にあつては、令和6年度、今年度、売払いのほうを実施しております。

もう一台の広報車に限っては、これ軽自動車の赤い広報車になるのですが、軽自動車は売払いの対象にはしておりません。

以上でございます。

橋本 稔議長 小泉晋史議員。

1番 小泉晋史議員 売払いの対象にはしていないということは、そのまま処分ということで、鉄くずにもならないというふうな考え方ということによろしいでしょうか。

橋本 稔議長 原田次長兼警防課長。

原田正美次長兼警防課長 軽自動車に関しましては、売払い業者に確認したところ、鉄にした場合の採算が合わないという回答をいただいております、売払いからは除いているという状況でございます。

以上です。

橋本 稔議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、14、15ページの議会費に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

同じく14、15ページから20、21ページまでの総務費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく20、21ページから38、39ページまでの消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

秋谷修議員。

**11番 秋谷 修議員** 24、25ページの予防課のところなのですが、決算報告書の1ページのところで、災害を未然に防止するために防火対象物及び危険物施設を対象に650件の立入検査を実施して、268件に対して改善指導、そのうちの200件が改善されたということなのですが、残りの68件に対してはどのような対応をなされているのか。予防課のどの事業というのがちょっと不明なので、その点をまず伺いたいのと、28、29ページの救急課になるのか、それともその次の各消防署のご担当になるのか、こここのところも私も知識不足で定かではないのですが、これも同じく決算報告書の中で、救急医療及び救急業務に対する住民理解を深め、救命率の向上に欠かすことのできないバイスタンダーの育成を目的としてと、組合市の各会場で普通救命講習会等を315回実施し、8,804名が受講したとありますが、この普通救命講習会の直近3年度ぐらい、もし数字的な、コロナの状況もあったので、件数が少なかった時期もあるかと思うのですが、過去の実施件数の推移と受講者の推移、そういったところをまず伺いたいのが1点。

あとは、県央消防として、このたび令和5年度は8,804名が受講したということなのですが、その目標というものを例えば設定して取り組んでいらっしゃるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

以上です。

**橋本 稔議長** 答弁を求めます。

坂巻予防課長。

**坂巻泰弘予防課長** 立入検査の68件、改善がまだ済んでいないものの対応等になるのですが、やはり指摘を一度しますと、施設改修には金額が発生する、修繕費用が発生するというところにより、どうしても時間がかかってしまう。その中でも重大違反のあるものに関しましては、警告等を実施しまして改善を促しているところでございます。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 岩崎救急課長。

**岩崎徳生救急課長** 救命講習会の過去3年間の回数ですが、令和3年中は164回、これはやはりコロナ禍にありまして、回数は減っております。受講者の人数ですが、2,910名となっております。

令和4年、252回実施しております。こちらにありましては受講者は5,173名、令和5年が315回の8,804名となっております、年々受講者の数は増えております。

それと、目標設定なのですが、目標設定はしておりません。受講者の数が増えることによりまして、バイスタンダーが救急の現場において心肺蘇生法をやってもらって、救命率の向上につながるかと考えております。

以上となります。

**橋本 稔議長** 秋谷修議員。

11番 秋谷 修議員 まず初めに、予防課のほうで、当然指摘をすれば、相手方、所有者のほうでいろんな対応をする中でお金のかかる問題だからというお話がありましたけれども、当然そちらの方のいろんなお金のやりくりというのがあるでしょうから、その辺りはやむを得ないのは分かるのですけれども、結局、その後、ではいつ頃までというものを、もしなくして、ただ指摘をして、もうあとはいつかやってくれるだろうというものだとすれば、これは意味がなくなってしまいますよね。これをやるからには、ちゃんとその追跡をしていただかなければ駄目だと思うのですが、そういったその追跡というのは、例えば半年後なのか、それとも1年後なのか2年後なのか、継続して追いかけているものなのかどうかというのは伺いたいことです。

あと、救急課のほうですけれども、目標設定はされていないと、いろいろな、ついこの間も川里のエリアでかわさとフェスティバルというのをやっていたときに、消防団の方と協力して心肺のことをやっていたのは私も見ましたけれども、いろんなところで皆さん方が活動しているのはよく存じ上げているのです。当然、そういった常日頃の積み重ねの活動がいざというときは大変効果を発揮するものだろうというのは当然思うのですが、この報告書の中でも述べているようにバイスタンダーというものがどんどん、どんどん増えて、いざというときのためにさっと対応できる人を増やすというのは、やっぱり講習、私も過去に一度は受けたことはあるのです。でも、忘れてしまう人もいます。しばらくやらないとこれ忘れてしまう。だから、何かしら受講した人間がそれを繰り返し繰り返しそれをちゃんと身につけられるような対策というのをまずは考えなければならないだろうと思うし、あとはやっぱり住民の方々にできるだけその救急活動のご理解を深めていく活動というのは、常にたゆまなく続けなければならないものだと思うのです。

そういう意味では、ある程度私は目標設定というのが、それに届く届かないというのは別なのです。ただ、それに向けて頑張らないと駄目なのではないかなと私個人は考えるのですが、何かしら消防長お考えがあるのではないですか。もしあれば教えていただきたいのですが。

以上です。

橋本 稔議長 坂巻予防課長。

坂巻泰弘予防課長 改善の指摘に関することですが、指摘をさせていただいた後、指摘をした相手の方の対象物の管理権限者の方から改善報告書をいただいております。その中にはいついつまでに改善するというふうに書かれているものがあり、その期限はうちの消防本部で目安とさせていただいている重大違反であったら3か月、6か月等、物によっては期限が変わってくるのですが、そこまでに改善をしていただいているところではあります。

この重大違反、先ほども申し上げましたが、スプリンクラー、自動火災報知設備、屋内消火栓、この3点が未設置のものに関しましては、特に厳しくいかせていただきまして、警告をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 黒沢消防長。

**黒沢高志消防長** 救命講習の件なのですけれども、確かにうちのほうは数値目標していません。それで、5年に1回、消防力等整備計画というのを策定して、その中で救急業務の強化ということでバイスタンダーの育成という目標は掲げています。ただ、数値目標していませんので、今後、目標を設定していきたいというふうに考えております。

以上です。

**橋本 稔議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく38、39ページの斎場費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく38、39ページの公債費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく38、39ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、40ページの実質収支に関する調書及び42ページから45ページまでの財産に関する調書の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号の質疑に入ります。初めに、決算書54、55ページの歳入に関する質疑から入り

ます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。初めに、56、57ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

矢島洋文議員。

**2番 矢島洋文議員** 57ページ、斎場運営事業についてお伺いをいたします。

よりよい施設とするために、施設の利用者から施設に対する、または運営に対しての意見とか要望、これらをどのような形で積極的に聴取をしているのか伺います。

そして、ご意見、要望等は何件ぐらいあって、具体的な内容についてもお伺いをいたします。

**橋本 稔議長** 鈴木総務課長。

**鈴木浩一総務課長** 斎場の意見、要望はどのように聴取しているかということと、何件ぐらいあったかというご質問だったと思いますが、お答えいたします。

意見、要望につきましては、斎場のほうにアンケートボックスを設置してございまして、そちらのほうで確認をしております。令和5年度のそういった状況でございますけれども、1件ございました。

それと、あと私どものほうでみずほ斎場のモニタリング調査などを行いまして、いろんな来場者からご意見があった状況ですとかそういったものを聴取をいたしまして、評価をしております。

ご意見の具体的な内容につきましては、こちら式場内の風向きのことですとか式場内の明るさのことについてございました。これは、来場された喪家の方ではなくて、住職の方がお経を読むときに暗いですとか、空調の関係で煙が動いてしまうですとか、そういったご意見をいただいたのが1件ございます。

**橋本 稔議長** 矢島洋文議員。

**2番 矢島洋文議員** 1件ということでちょっと残念だったのですけれども、もうちょっと積極的に、大変な時期ですので、なかなかアンケートにお答えいただくとかというのも難しい状況下だと思っておりますが、もう少し積極的に皆さんのご意見、ご要望等をお聞きするような対応ができないものなのか。そして、できるだけ皆さんにご利用しやすい施設とするべきではないかと考えますが、見解を伺います。

そして、もう一点、管理運営に関しては指定管理者に委託をしておりますが、本組合として本組合の目指す施設を考えたときに、この指定管理者についてはどのような評価をしているのか、最後

に伺っておきます。

以上です。

**橋本 稔議長** 鈴木総務課長。

**鈴木浩一総務課長** お答えいたします。

まず、その前に、先ほどの意見、要望というところで1件というふうに申し上げましたが、1件は改善点のことなどについてでございました。そのほか何点かがございまして、アンケートの結果ですと、職員の対応についてよかったであるとか、身だしなみもよかったであるとか、あるいは売店のスタッフの対応など、あとはセレモニースタッフの対応などについてよかったというようなそういったアンケート結果もございました。

それと、指定管理者の評価でございますが、評価につきましては先ほども少しお話しさせていただいたとおり、モニタリング調査というのを四半期ごとに行っておりまして、それで確認をしているのと、毎月、斎場のほうに私ども赴きまして、会議を毎月行っておりまして、その中でそれぞれ書類ですとか、こういったアンケートの状況なども確認しながら、評価をしているところでございます。

以上でございます。

**橋本 稔議長** 小川参事兼事務局長。

**小川哲夫参事兼事務局長** 斎場の指定管理者につきまして、補足で説明をさせていただきます。

こちらの指定管理者は、群馬県の館林市、それから最近では行田市の斎場も指定を受けておりまして、人員のやりくりであるだとか、それから施設の改修だとか、点ではなくて面で、チームワークで対応しており、なおかつスピーディーに対応していただいている、利用者に迷惑のないように施設の改善、修繕等に当たっていただいております。評価とすると大変よい指定管理者かなと評価しております。

以上です。

**橋本 稔議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** これにて事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく56、57ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、58ページの実質収支に関する調書の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 質疑なしと認めます。

よって、議案第23号についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**橋本 稔議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第22号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**橋本 稔議長** 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第23号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**橋本 稔議長** 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり認定されました。

## ◎ 管理者のあいさつ

**橋本 稔議長** 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

**並木正年管理者** 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申しあげました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、ご決定を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

これから一段と寒さが厳しくなっておりますので、議員の皆様におかれましては、健康に十分

ご留意され、今後もご活躍されますように心から祈念申し上げまして、閉会のあいさつに代えさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告

橋本 稔議長 以上をもって、令和6年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時27分)

議 長 橋 本 稔

署 名 議 員 齊 藤 章

署 名 議 員 秋 谷 修

# 参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

## 令和6年11月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
17	埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について	17	11月12日	同 意
18	埼玉県央広域事務組合情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	18	11月12日	原案可決
19	工事請負変更契約の締結について(鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」)	19	11月12日	原案可決
20	令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第2号)	20	11月12日	原案可決
21	令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第1号)	21	11月12日	原案可決
22	令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について	22	11月12日	認 定
23	令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について	23	11月12日	認 定